

マレーシアにおける高等教育質保証 —MQAとマレーシア高等教育機関の訪問調査報告—

工藤 潤

大学基準協会事務局長

早田 幸政

中央大学理工学部教授

原 和世

大学基準協会評価研究部国際企画室室長

はじめに

ASEANでは、国別の高等教育を対象とする第三者評価の仕組みがアウトカム評価重視の方向で整備されつつある。併せ、ASEAN域内での学生移動に伴う学位・単位の互換性の確保に向け、各国の質保証の効果を共有し合うための横断的取組が進められている。その仕組みの形成に当り、学位等の取得に必要な知識・能力の一覧として国別に設定された「資格枠組み (Qualifications Framework)」を基に、ASEAN共通の資格枠組みの設定までもが構想されている。

ASEANでそうした地域横断的な高等教育質保証システムが形成されようとしている状況下において、1) マレーシアではどのような高等教育質保証システムが構築・運用され、2) ASEAN横断的な質保証システムに如何にしてコミットしているのか、3) マレーシアの高等教育質保証機関が展開するアクレディテーションに対して個別大学はどのような対応しているのか、という諸点を探査することを目的に、2017年9月、マレーシア訪問調査を行った。訪問調査対象機関は、①マレーシア資格機構(MQA)、②マレーシア国民大学、③テイラーズ大学である。以下、その調査報告を行う。なお、本調査は、科学研究費補助金に基づく調査研究の一環として行われたものである(「ア

ウトカム評価を基軸とするASEANの高等教育質保証と日中韓への影響の実証研究」(基盤研究(C))、研究代表者-早田幸政(中央大学))。

1 MQAについて

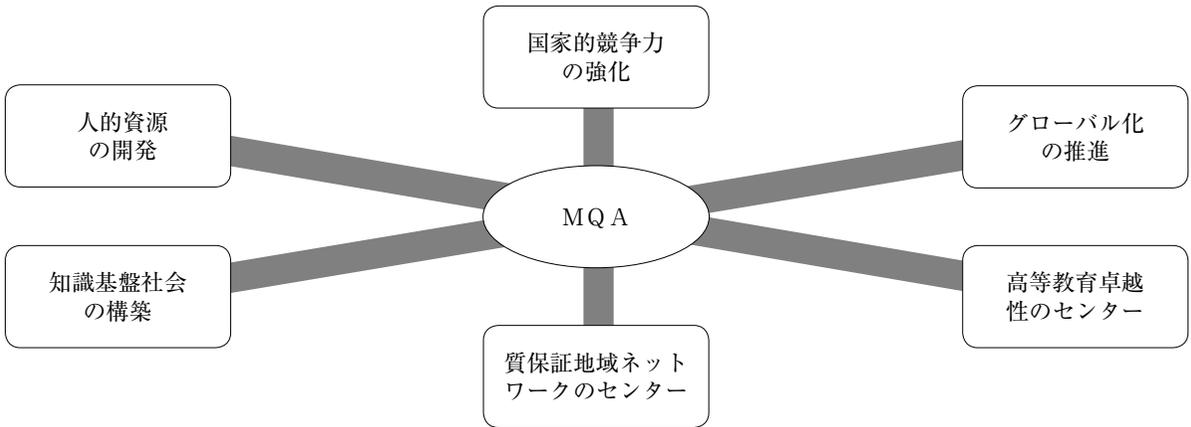
1) MQAの概要

「全国アクレディテーション評議会 (National Accreditation Board, LAN)」及び高等教育省 (Ministry of Higher Education) に置かれた「質保証局 (Quality Assurance Division, QAD)」を統合した新たな組織体の創設が、2005年12月21日、政府によって承認された。この統一的組織体は、公立セクターと私立セクターの双方に属する高等教育の質保証に責任を負っている。

新たな統一的組織体である「マレーシア資格機構 (Malaysian Qualifications Agency)」(以下、「MQA」という。)は、「2007年マレーシア資格機構法」に依拠して同年11月1日に設置された。2007年11月2日、MQAは、Dato Mustapa Mohamed 高等教育大臣の下で正式に始動した。

MQAの中心的役割は、高等教育質保証の基盤であり国の質保証基準に対して基本的視点を提示する「マレーシア資格枠組み (Malaysian Qualifications Frame-

〈図1〉MQAの「貢献」の態様



work)」（以下、「MQF」という。）を運用することである。MQAは、高等教育の実践状況を監理・監督するとともに、高等教育のアクレディテーションを行う責務を担っている。

MQAの設置に伴い、LANが消滅するとともに、LANの人員もMQAに吸収された。

高等教育質保証分野においてグローバルに力を発揮するという展望の下、国際的に承認され得るような質保証システムを導入するという使命を携え、MQAは、同分野において新たな地平を切り開く任が与えられた。

2) MQAの機能

質保証機関であるMQAの果たすべき機能として、次のようなものが挙げられる。

- ① マレーシアの資格(qualifications)の参考的指針として、MQFを運用すること。
- ② ステークホルダーの協力を得て、学位や卒業資格を授与する際の全国的な参照指針となるような基準、履修単位その他の関連するツールを開発すること。
- ③ 高等教育機関やそこに開設されている教育プログラムの質保証を行うこと。
- ④ 所定の基準を充たしているコースをアクレディットすること。
- ⑤ 学位や卒業資格の承認とその普及を促進するこ

と。

- ⑥ 「マレーシア資格レジスター (Malaysian Qualifications Register, MQR)」を維持・管理すること。

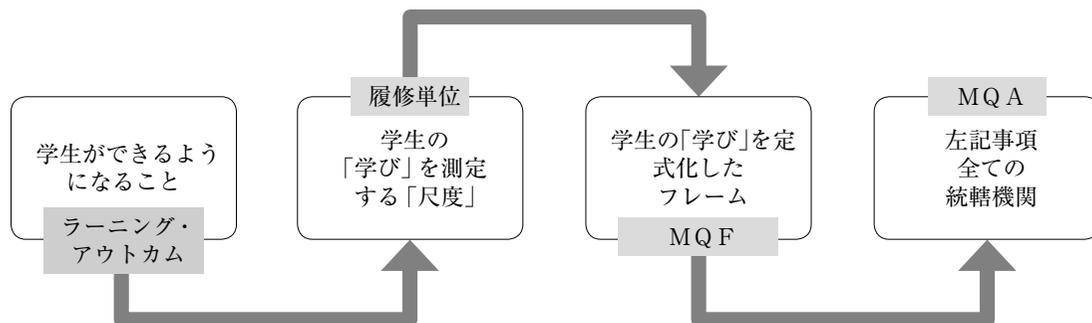
3) MQAの質保証

マレーシアでは、公立として、大学(20校)、ポリテクニック(34校)、コミュニティ・カレッジ(86校)、私立として、大学またはユニバーシティ・カレッジ(96校)、インスティテュートまたはカレッジ(401校)が、高等教育機関として設置されている(2017年時点)。マレーシアの高等教育機関における教育で授与される資格・学位は、国の資格枠組みとして設定されたMQFに沿っていなければならない。

MQFとは、マレーシアの中等後教育における資格と質を定めたものであり、全ての学位・修了証明とそれらの授与に必要な学習達成度を明確化しているとともに、学位・修了証明が相互にどう関連づけられているかを明らかにしたものとされる。また、MQFでは、資格・学位を8つのレベルに区分し、資格のレベル、専門分野、プログラムの3つのカテゴリーでラーニング・アウトカムを示している(MQFの規範構造については、MQAのウェブサイトから訳出したものを本稿末尾に掲げているので、これら「資料」も併せ参照されたい)。

さらに、国が重要視している8領域のラーニング・

〈図2〉ラーニング・アウトカムと履修単位とのリンク、MQFとMQAとのリンク



アウトカム (①知識、②実践的技能、③社会的スキルと責任感、④価値、態度、専門性、⑤コミュニケーション、リーダーシップ、チームスキル、⑥問題解決能力、科学的能力、⑦情報マネジメント、生涯学習能力、⑧経営及び起業的能力) が示されている。このラーニング・アウトカムは、大学での正課教育だけではなく、正課外での学習や実習を通じて得られた成果も含むことを定義として定められている。

ラーニング・アウトカムは学生の学習時間を価値づけている履修単位システムとリンクしており、「教大手」と「学び手」が直接接触する時間を基礎としたものではない。

MQAによる質保証システムは、プログラム・アクレディテーション、機関別オーディット、自己アクレディテーションの3種類に大別され、プログラム・アクレディテーションは、暫定アクレディテーション (Provisional Accreditation) とフル・アクレディテーション (Full Accreditation) の2段階の評価プロセスを有している。まず、高等教育機関は、プログラムを開設する際、そのプログラムが最低限の基準を満たしているかの評価を受けなければならない。これが暫定アクレディテーションである。プログラム開設後、最初の入学者が最終学年に入った年度に、実施されているプログラムが適格認定に求められている基準をすべて満たしているかが評価される。これがフル・アクレディテーションである。これらは、プログラムごとに受けなければならない。

次に、機関別オーディットとして、メンテナンス・

オーディットと呼ばれる評価を3～5年に1度受けることが求められている。このオーディットは、MQFで求められた基準が維持されているかを確認するための評価である。

MQAによる機関別オーディットを受け、MQA及び教育省の定める基準と方針に準拠し、内部質保証のメカニズムが十分に確立している成熟した高等教育機関に対しては、「2007年マレーシア資格機構法」に基づき、「自己アクレディテーションの地位 (self-accrediting status)」が付与される。

「自己アクレディテーションの地位 (self-accreditation status)」とは、高等教育の提供者 (higher education provider, HEP) に、自身の開設に係る教育プログラムをアクレディットする権能が付与されることをその内容としている。但し、専門職団体 (professional body) によるアクレディテーション若しくは認定が要求されている教育プログラムは除かれる。

MQAが自己アクレディテーションに関わる事項を遂行するための法的根拠規定は、「2007年マレーシア資格機構法」(法律第679号) の中に存在する。

高等教育提供者に対する自己アクレディテーションに関する規定は、「2007年マレーシア資格機構法」第4章に置かれている。

- i. 「自己アクレディテーションの地位」は、高等教育大臣の発議により付与されるが、その前に、MQAが「機関別オーディット (institutional audit)」を行う (第61条)。
- ii. 自己アクレディテーションの地位を得た高等

教育提供者は、アクレディットした教育プログラムを「マレーシア資格レジスター (Malaysian Qualifications Resister, MQR)」に登録申請をする(第62条)。

- iii. 自己アクレディテーション免許証 (certificate of self-accreditation) (第63条)。
- iv. 自己アクレディテーションの地位の取消し若しくは教育プログラムのレジスターからの削除(第64条)。

MQAは、自己アクレディテーションの地位の付与の前提となる「機関別オーディット」に加え、その実施指針を記した「機関別オーディットのための実施規範 (Code of Practice for Institutional Audit, COPIA) を刊行している。

- i. COPIA 第2条は、機関別オーディットにおいて、質保証に係る9つの評価領域に基礎を置いた諸基準の大枠を示している。自己アクレディテーション付与の条件として最も強調されているのが、高等教育提供者は、確固とし

た「内部質保証システム (internal quality assurance system)」を保持していなければならない、ということである。

- ii. 2017年3月20日の「自己アクレディテーション免許証」授与式に臨み、MQAは、改善・改革を支援するとともに同免許状の意義を社会に周知してもらうために、免許状を授与したことを示す公式の認定マークを披露した。

(図4 認定マークの上の矢印に「自己アクレディテーション免許状」の授与番号が、下の矢印に授与年がそれぞれ記載される。)

この自己アクレディテーションの地位を付与された高等教育機関は、2年に1度、自己評価報告書をMQAに提出し、5年に1度、自己アクレディテーションの最低要件を満たし、維持していることを確認するための機関別オーディットを受けることが求められる。2017年9月時点で、19の高等教育機関が、自己アクレディテーションの地位を得ている。

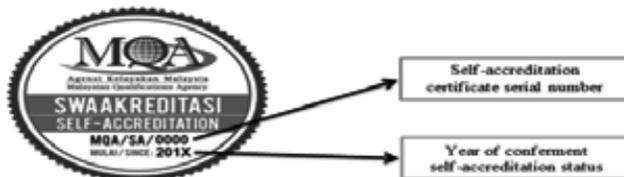
〈図3〉自己アクレディテーション

自己アクレディテーション付与の条件として最も強調されているのが、高等教育提供者は、MQA及び教育省の定める基準と方針に準拠した確固とした「内部質保証システム」を保持していなければならない、ということである。

自己アクレディテーション

「自己アクレディテーションの地位 (self-accreditation status)」とは、高等教育の提供者 (higher education provider, HEP) に、自身の開設に係る教育プログラムをMQFに即しアクレディットする権能が付与されることをその内容としている (但し、専門職団体 (professional body) によるアクレディテーション若しくは認定が要求されている教育プログラムは除かれる)。アクレディットした教育プログラムは、MQRに登録しなければならない。

〈図4〉MQA公式認定マーク



〈図5〉MQAの質保証プロセス



また、自己アクレディテーションの地位が認められるに当たり、各高等教育機関は、機関別オーディットに合格すれば、当該高等教育機関が授与している全ての学位・修了証明(qualifications)は「マレーシア資格レジスター(MQR)」に自動的に登録される。

図5のプロセスは、高等教育機関によって提供される教育プログラムの質保証を経常的に行うことのできるよう、継続的なモニタリングを通じて更新され続けている。

質保証の実相が優れたものであるためには、それが明確に意義づけられ、なおかつ透明であることのほか、高等教育のプロバイダーによって提供される教育プログラムに係る評価とその報告のための参照基準が公正であることが不可欠である。

MQAでは、プログラム別アクレディテーションの実施規範として、Code of Practice for Programme Accreditation (COPPA)、機関別オーディットの実施規範として、Code of Practice for Institutional Audit (COPIA)を定めている。この実施規範は、国際的なグッドプラクティスのベンチマークとしての役割を果たすとともに、様々な話し合いの中で国内のステークホルダーからも受容されてきた。

COPPA及びCOPIAは、9つの領域(①ビジョン、ミッション、教育目的、学習成果、②カリキュラム設計・提供、③学生のアセスメント、④学生の選抜、学生支援、⑤教員、⑥教育資源、⑦プログラムのモニタリング・検証、⑧リーダーシップ、管理運営、⑨継続的な質の改善)に分けられ、領域ごとに基準が定められている。高等教育機関は、自己評価する際、これらの実施規範を活用することが求められる。

COPIAの中に、機関内での質を評価する利点として、①機関の自治及び責任を認識すること、②自身の発展のための批判的なプロセスを維持すること、③通常では表出しない情報を収集・反映させること、を挙

げている。これは、日本の大学にとっても共通することだと言える。

MQA関係者によると、マレーシアの高等教育機関は、MQAの評価によって質保証に取り組むようになったが、その教育が適切であるかは、卒業後の就業、専門職としての実践、教員や学生のモビリティを通じて、社会からも評価(認定)されているという。また、MQAは、独自のプログラム・アクレディテーションだけでなく、専門職団体が実施するプログラム評価にも共同で取り組んでおり、現在、医学、歯学、薬学、工学、建築等13の専門職団体と連携を図っている。

現在、MQAでは、ASEAN Quality Assurance Frameworkを参考に、2018年度を目標にMQFを改定するための検討を行っており、マレーシアの高等教育機関の質の向上を目指している。また、評価だけでなく、各機関内の専門スタッフを養成するための研修の実施、各大学への専任スタッフの出自(1~2年の任期)など、マレーシアの高等教育機関の質の保証・向上のために取り組んでいる。大学への出向制度については、約340名のスタッフを有している規模の大きな組織であることから可能であると考え、大学内の現状をより近い距離で知ることができ、ある一定の期間を通して一緒に取り組むことができることは本協会においても検討する価値があるだろう。

2 マレーシア国民大学

1) マレーシア国民大学の概要と質保証に関する基本方針

(1) 概要

マレーシア国民大学(The National University of Malaysia)は、首都クアラルンプール近郊のスランゴール州バンギ(Selangor, Bangi)に所在する。同大

学は、1970年5月創立のマレーシア国内で最も歴史の古い国立総合大学である。

同大学はマレーシアを代表する屈指の教育研究拠点として、専門分野の異なる13の教員組織が置かれるとともに、同じく13研究機関を擁している。また学士課程、大学院課程を中心に入学準備教育プログラムを擁するなど、数多くの教育プログラムが設置されている。

さらにマレーシア国民大学は、近年、e-Learning教育の充実に力を入れるとともに、国内のみならず国際レベルでの活動も強化し、国際社会に貢献するとともに、国内外の多くの企業とも連携し経済や科学技術の発展にも大きく寄与している。

(2) 基本方針

マレーシア国民大学は、国内的には既に教育研究における盤石な地歩を確保しているが、それにとどまらず、世界に通用できる教育研究上の優位性の確立に向けて、質保証に関する次のような基本方針を明定している (Quality Statement)。

(a) モットー

質の向上に向け革新的活動に傾注する。

(b) ビジョン

グローバルな視野に立って、地域の質の向上を牽引する。

(c) ミッション

高い価値をもつ教育を生み出し、大学の顧客や組織の満足度を高めるための「コア・プロセス (Core Processes)」による質保証を行う。

ところで、上記「(c)」の「コア・プロセス」とは、PDCAサイクルを内包させた質保証の手段を意味する。そこでとりわけ重視されるのが、「ラーニング・アウトカム」の測定・評価を軸とする学習/教育の質を評価しその結果を教育の改善につなげることである。

2) 内部質保証の組織・体制

マレーシア国民大学は、MQAの機関別オーディットを経て、2010年4月に「自己アクレディテーション

の地位 (Self-Accreditation University status)」を取得した。翌年の2011年2月、従来の「将来計画・質保証連携センター (Center for Corporate Planning and Quality)」を改組して、同学の質保証を担う現在の「質保証センター (Center for Quality Assurance, P J K)」が誕生した。

さらに、2012年1月には、MQAの下で、「自律性を伴う大学 (University with Autonomy)」の認定を受け、自主基準をも用いながら内部質保証の営為を進めることとなった。

マレーシア国民大学の質保証の中軸となっているのが、上記「質保証センター (P J K)」である。P J Kは、教育担当副学長 (Vice Chancellor) の直属下にある。

P J Kは、統括責任者であるセンター長 (Director) の下、「監査・ベンチマーク部門 (Audit and Benchmarking Unit)」、「質保証・向上計画部門 (Quality Planning and Enhancement Unit)」、「質管理機構 (Quality Management System)」の3つのユニットに内部質保証に係る企画・立案とその実施に関わる業務の役割分担を行っている。各ユニットの責任者は、いずれもP J Kの副センター長 (Deputy Director) である。

マレーシアの高等教育質保証システムは教育プログラム評価が基本になっているので、内部質保証活動におけるP J Kと、教育プログラムを現場で担っている部局との協働体制が円滑に機能することが不可欠である。こうしたことから、P J Kは、教育プログラムの質保証を具体的に実施する組織体制である「質保証・管理運営部 (Quality Assurance Division, QAD)」と密接に連携して内部質保証活動を展開している。

内部質保証の準拠基準については、MQAの公的文書を基本としつつ、適宜、専門職団体の基準が参照されるほか、同学独自の基準や質保証マニュアルも積極的に開発・設定している。次に、内部質保証におけるP J Kの役割を、上記ユニット毎に簡単に見ていきたい。

3) 内部質保証の役割・機能

(1) 監査・ベンチマーク部門

監査・ベンチマーク部門は、次のような役割・機能を果たしている。

- a) 教育、研究、学生支援、サービス活動、資源に係る監査やアセスメントの「コア・プロセス」を計画し管理すること。
- b) MQAの求める要件に即して、教育プログラムの「暫定アクレディテーション (provisional accreditation)」や「フル・アクレディテーション (full accreditation)」を計画し管理すること。
- c) 専門職団体が実施する該当の専門職養成教育プログラムの監査の手はずを整え管理すること。
- d) アセスメントの目的に沿うよう、グッドプラクティスの提示を行うとともに、比較可能な測定・評価指標を用意すること。
- e) 教育プログラムの監査を行う人材の研修計画を立てこれを実施すること。
- f) 「監査人材データ・ベース・システム (Auditors

Database System)」並びに「マレーシア国民大学教育プログラム名簿 (UKM Academic Program Register, UKM-QR)」を調製し管理すること。

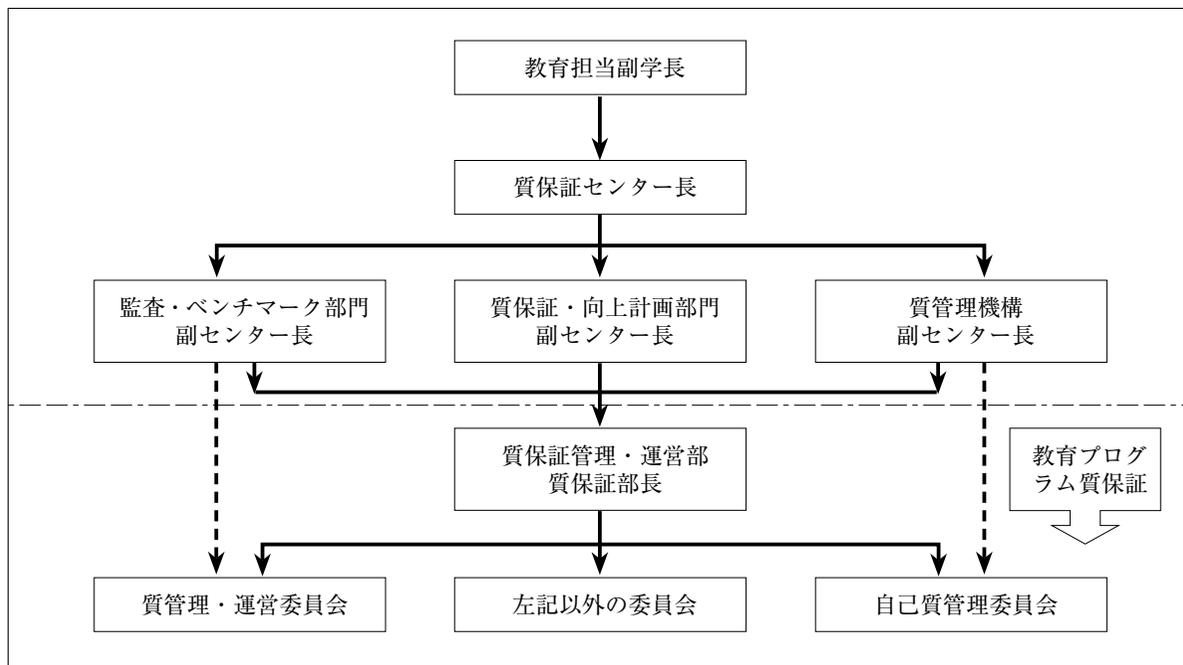
監査・ベンチマーク部門の役割・機能は、A) MQAや専門職団体による審査(監査)、外部評価への対応(「b」)、「c」)、B)「内部質保証」の基幹的手続である「コア・プロセス」の計画・管理(「a」)、C)ベンチマークの提示(「d」)、D)評価(監査)に従事する人材研修(「e」)、E)登録業務(「f」)に分けることができる。

総体としてみれば、同部門の役割は、評価(監査)業務に直接対処することにあると見られる。

このうち上記の「コア・プロセス」における教育領域を対象とした内部質保証においては、ラーニング・アウトカムの達成度の測定が重視されている。そのツールとして、ルーチンで行われる試験や卒業試験のほか、就職状況、新卒者の給与水準までもが用いられている。

また、コンピテンシー・ベースのラーニング・アウ

〈図6〉マレーシア国民大学における内部質保証の責任体制



トカムの測定・評価に当っては、コースレベルではコース毎に2～5のアウトカムを設定するとともに、その達成状況を「評定1～5」の規準で評価する。そして教育プログラムを構成する全コースの評定結果をインターネットで集約し、教育プログラムレベルでのアウトカムの達成状況を評価するという手法がとられている（ブルームの提唱した手法）。このことと併せて、学生にも、上記評定基準に即して、その達成度を自己評価させるという仕組みが構築されている。

なお、「C) ベンチマークの提示」に関連して、日本やドイツなどにおける高等教育の優良実践事例が比較可能なベンチマークとして活用されている。

(2) 質保証・向上計画部門

質保証管理・向上計画部門は、次のような役割・機能を果たしている。

- a) 「マレーシア国民大学質保証サイクル (UKM Quality Cycle)」の枠組みの中で「革新 (innovation)」の創造を目指す本学の「コア・プロセス」で用いる内部基準の段取りを整えその策定を行うこと。
- b) 質保証の目的に関係する実践事例集や外部基準を提示すること。
- c) 提供するサービスの有効性を評価することを目的に、そのフィードバックや苦情受付の仕組みを構築し運用すること。
- d) 学内の顧客や外部の集団の満足度に関する情報収集のルートとして、ステークホルダーへのフィードバックの仕組みを構築し運用すること。
- e) 学内外の顧客へのフィードバックに伴う意見や苦情を分析するとともに、今後の改善が必要な領域を明らかにすること。

質保証・向上計画部門の役割・機能は、A) 基準等の作成や提示（「a）」、「b）」）、B) サービス向上のためのフィードバック体制の構築・運用（「c）」、「d）」、「e）」）、の2つに大別できる。

このうち、フィードバックのプロセスで用いられる

「学内の顧客（学生が中心）、外部の集団の満足度に係るプラス評価の判断数値」は概ね75%のラインに設定されている。

(3) 質管理機構

質管理機構は、次のような役割・機能を果たしている。

- a) ISO 9000などの遵守すべき外部基準に対応した基本方針や「質管理システム (Quality Management System, QMS)」を開発すること。
- b) Deputy VC (HEAA) に報告する教育プログラム (学士課程と大学院課程の双方について) のQMSの管理責任主体としての役割を果たすこと。
- c) 教育プログラムレベルにおけるQMSの運用に向けた支援を行うとともに、それらが全体として調和を保った状態にしておくこと。
- d) QMS監査の実施を計画しその監理を行うこと。
- e) 教育プログラレベル、全学レベルの双方に亘り、QMSの質の継続的な改善のための調整を行うこと。
- f) 大学の経営陣に対し、QMSの成果の報告を行うこと。

質管理機構の役割・機能はいずれも、QMS、すなわち、質保証体制をマネジメントするシステムの管理・監督に関する事項である。

その領域は、QMSの開発、教育プログラムレベルのQMSの管理・監督、教育プログラム、全学の双方に亘るQMSの調整、QMSの成果報告、など多岐に亘っている。

このように質管理機構の大きな役割が、教育プログラムレベルにおける効果的な「内部質保証」の推進、全学的な質保証の枠組みの中での各教育プログラムの「内部質保証」の調和的展開の確保、QMSの有効性の検証とその成果報告、などの点にある。

以上のことから、質管理機構は、全学的な質保証体制を効果的に進めるべく、教育プログラムの「内部質

保証」の展開過程において大きな役割を發揮するという責務を担っていることが看取できる。

4) 内部質保証の意義—むすびにかえて—

マレーシアを代表し国内の屈指の国立総合大学であるマレーシア国民大学は、グローバルに活動を展開できる大学への飛躍・発展を目指して、教育研究上の「改革」や「刷新」を継続的に行っている。そうした活動の源泉となっているのが、「コア・プロセス」を軸とした同学の内部質保証の仕組みである。



マレーシア国民大学にて

マレーシア国民大学の質保証を担っているのは、教育担当副学長の直下に置かれている「質保証センター(PJK)」である。PJKは、内部に設置された3つのユニットの役割を分担・共有し合いながら、内部質保証を円滑かつ効果的に進める活動を行っている。そして、マレーシアの高等教育質保証制度が教育プログラム評価を基軸としていることに伴い、PJKは、同学の教学組織との連携・協働を基にそうした営為を進めている。

マレーシア国民大学の質保証活動が、PDCAの循環サイクルの機能的有効性を指向するものであることは言うまでもないが、PJKのユニットを構成する「質管理機構」は、PDCAの実質稼働を担保すべく、

質保証システムをマネジメントする役割を担っている。

そうした同学の質保証システムの系統的整備を促している大きな要因が、MQAの制度的な要請に拠ることは疑うべくもない。しかしそれに留まることなく、こうした活動が、改善・改革による自大学の教育研究の質の向上を通じステークホルダーの「満足度」を高めていく中で、世界に向けて飛躍していこうとする内発的意欲に支えられていることも事実なのである。

3 テイラーズ大学

1) テイラーズ大学の概要

テイラーズ大学(Taylor's University)は、1969年に設置された首都クアラルンプール近郊に設置される私立総合大学である。同大学には、医学、薬学、エンジニアリング、コンピュータ・IT、ビジネス、法律、教育、建築、バイオサイエンス、コミュニケーション等の11分野の学士課程レベルの学位プログラムの他、エンジニアリング、ビジネス、法律、教育、建築、バイオサイエンス等の9分野の大学院レベルの学位プログラム等が編成されている。

また、2013年には、アジアではじめてMOOCsを開始し、eラーニングにおいて、マレーシアでは先導的役割を果たしている。

同大学は、積極的に大学ランキング(レーティング)に取り組んでおり、自らの教育研究活動及び大学運営において数々の認証及び受賞を受けている。例えば、MQAが2年毎に実施するマレーシア国内の大学レーティングSETERAにおいて、2009年、2011年及び2013年に「TIER5(EXCELLENT)」を受けている(SETERAは、TIER6(OUTSTANDING)、TIER5(EXCELLENT)、TIER4(VERY GOOD)、TIER3(GOOD)、TIER2(SATISFACTORY)、TIER

1(WEAK)の6段階で評価される)。また、2016年のQSランキングでは、アジア地域では179位、南アジアでは29位にランク付けされた。さらに、2008年には、質のマネジメントシステムを対象に認証するISO9001を取得している。

このようにテイラーズ大学は、多くの受賞を獲得し、モダンで進歩的な大学として、マレーシア国内でも屈指の私立高等教育機関として位置付けられている。

2) テイラーズ大学の内部質保証システム

テイラーズ大学の内部質保証の基本原則は、以下の通りである。

- ① 大学の目的、使命、本質的価値、戦略計画、教育目標の実現
- ② 国内法の遵守、MQA及びプログラム認証を行う専門団体の要件の遵守
- ③ 国内外のグッドプラクティスの共有

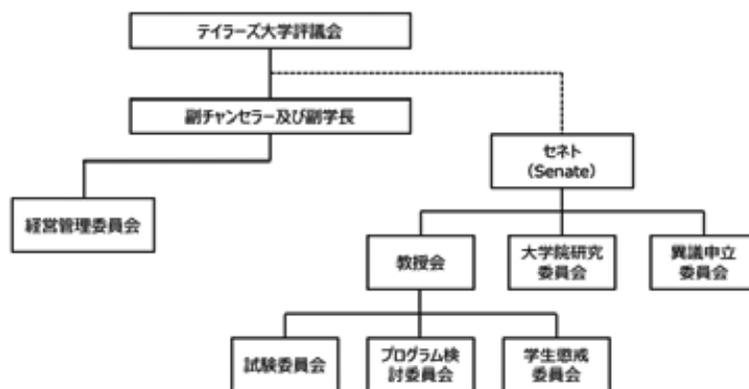
テイラーズ大学の目的は、「世界の若者たちを教育することで、グローバルコミュニティのリーダーとして、生産力の高い人材を育成すること」としており、2017年～2020年の4年間のビジョンを「バランスのとれた卓越性を達成し、アジアのトップ100大学にランクされる国際化が進んだ主要な大学として認識されること」として定め、また、ミッションとしては、「世界クラスの高等

教育を提供し、インパクトの強い研究を創出すること」と定めている。そして、同大学は、①専門領域に関する知識、②生涯学習力、③論理的思考力と問題解決力、④コミュニケーション能力、⑤対人能力、⑥良き市民としての視点とグローバルな視点、を卒業時までには修得する能力(Taylor's Graduate Capabilities)として設定している。

(1) テイラーズ大学の教学ガバナンス体制

テイラーズ大学の質保証にかかる教学ガバナンスの体制は、図7のとおりである。

〈図7〉テイラーズ大学の教学ガバナンス体制



セネトは、学務に関する意思決定機関として位置づけられ、その下に教授会、大学院研究委員会等が設置されている。また、教授会の下には試験委員会、プログラム検討委員会、学生懲戒委員会が設置されている。

〈表1〉テイラーズ大学の質保証メカニズム

	高等教育省、MQA及び専門職団体からの要請	学内での取組
プログラムレベル ・MQF ・COPPA (プログラム・アクレディテーションのための実施規範) ・専門職団体によるプログラム基準	・プログラムの承認 ・プログラム・アクレディテーション ・専門職学位に対するプログラム・アクレディテーション ・プログラム維持監査	・学外試験委員 ・モジュール評価 ・業界別諮問委員会
大学全体レベル ・MQF ・COPIA (機関別オーディットのための実施規範)	・機関別オーディット ・自己アクレディテーションの地位	・SIRIMによるISO9001の認証 ・内部質監査
その他	・SETARA&D.SETARAのレーティング ・卒業生調査 ・雇用主調査	・学生満足度調査

(2) テイラーズ大学の質保証メカニズム

テイラーズ大学では、質保証メカニズムを構築するにあたり、「プログラムレベル」、「大学全体レベル」、「その他」に分類し、これを国及び第三者評価機関等の学外からの要請と学内での取組に分けて、体系化している。内容は表1のとおりである。

図8は、テイラーズ大学の質に関するマネジメントシステムの概念図である。

テイラーズ大学は、図8の中で「4a. 入学者選抜」「2. カリキュラムデザインとカリキュラムの実施」「4b. サポート・サービス」「3. 在学生及び卒業生の評価」の教育プロセスの部分が特に重要と捉えている。

また、自らの目的、使命、教育目標の実現については、自己点検・評価 (Self-reflection)、自己保証 (Self-assurance)、自己強化 (Self-enhancement) を実施することを通じて、大学の教育研究活動の透明性を高め、あらゆるリスクの低減に努めるとしている。

(3) プログラムの企画・開発及び改訂とその承認手続

まず、テイラーズ大学のような私立高等教育機関は、教育プログラム (専門職学位プログラムを除く。) を開設するにあたり、「私立高等教育機関法」の規制対象となるほか、設置形態に拘わらず「マレーシア資格

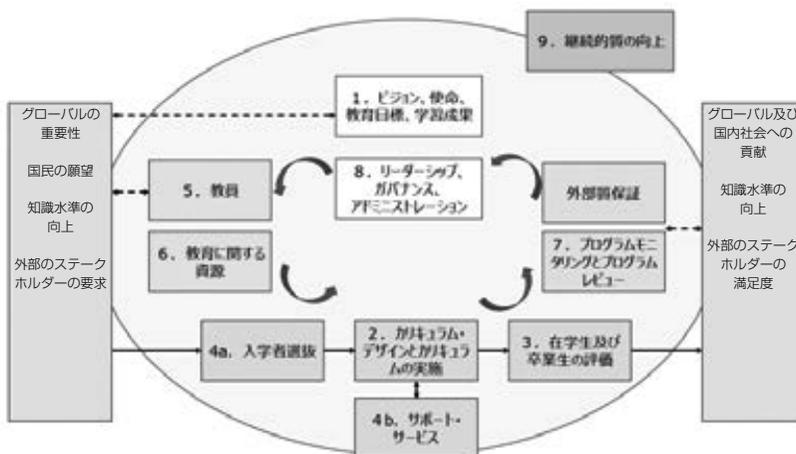
機構法」も適用される。すなわち、教育プログラムについては、教育省 (Ministry of Education, MOE) の認可を受け、MQAから暫定アクセディテーション及びフル・アクセディテーションを受けなければならない。

教育プログラムは、基本的には各学部によって開発されるが、その企画・開発にあたり、ベンチマークの活用、産業界、学生、教員等からの意見収集などを行う。また、国が定めたMQFの整合性にも配慮している。このMQFは、高等教育質保証の基盤として、学位・資格とそれぞれの学習成果や最低単位数とを対比させたもので、学習成果については、学位・資格ごとに次の8つの領域について定めている。

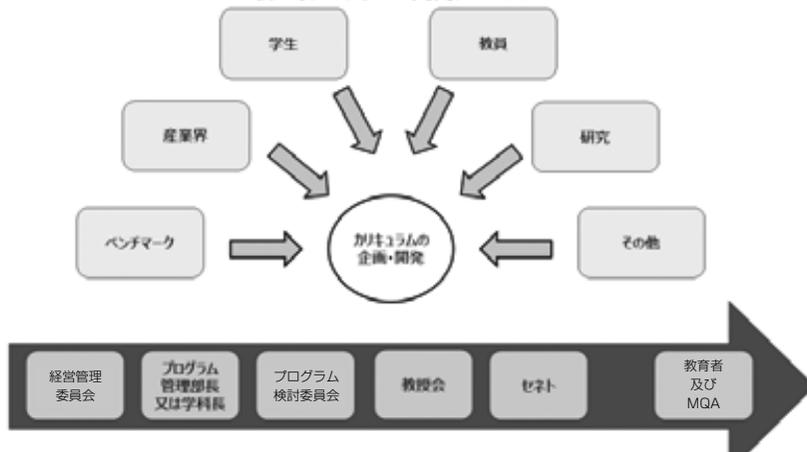
- ① 知識
- ② 実践的スキル
- ③ 社会的スキル、社会的責任
- ④ 価値、態度、志向性、プロフェッショナリズム
- ⑤ コミュニケーション、リーダーシップ、チームスキル
- ⑥ 問題解決能力、科学的スキル
- ⑦ 情報マネジメント及び生涯に亘り学習するスキル
- ⑧ 経営的スキル及び起業的スキル

図9は、新しくプログラムを開発する際のプロセス

〈図8〉テイラーズ大学の質に関するマネジメントシステムの概念図



〈図9〉新たなプログラムの開発プロセス



図である。カリキュラムの企画・開発がなされた後、まずは経営管理委員会で審議される。この経営管理委員会では、新たなプログラムは、社会的ニーズを満たすものとなっているか、採算性があるか等の観点で審議される。次に、プログラム管理部長又は学科長並びにプログラム検討委員会において、専門的視点からプログラムの内容について検討がなされ、その後、教授会、セネトで最終決定される。こうした学内手続を経た後、MOHEによる審査が行われ、教育プログラム開設の認可が与えられる。その後、MQAは、教育プログラムの内容が最低限の要件を充足しているかを評価し、その要件を充たしていると判断した場合、暫定アクレディテーションとして認証を与える。

またカリキュラム改訂を行う場合も、企画・開発段階と同様の手続がとられるが、改訂時に外部試験委員 (External Examiner) からの意見も参考に行われるのが特徴である。

教育プログラムが開設されて、最初の卒業生が出る年度に、暫定アクレディテーションを取得後も適切に運用されているかを評価する。フル・アクレディテーションでは、MQF のプログラム別アクレディテーションの実施規範 (COPPA) の遵守状況を確認しつつ、教育プログラムの関係する諸基準の充足状況を評価し、基準を満たしている場合、フル・アクレディテーションとして認証される。

〈図10〉カリキュラムの企画・提供・評価の関係図

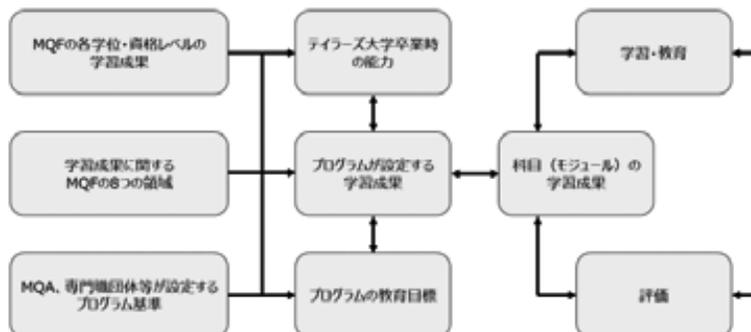


図10は、カリキュラムの企画・提供・評価の関係図で、開発段階でMQFが定める学習成果やMQA等のプログラム基準とテイラーズ大学の卒業時に修得が期待されるコンピテンシー、プログラム学習成果、教育目標と整合性を図ることが求められる。

表2は、テイラーズ大学の学位・資格別プログラム数とアクレディテーションの認定数を示したものである。

(4) テイラーズ大学のプログラム・レビュー

テイラーズ大学では、教育プログラムの検証方法として、モジュールレベルとプログラムレベルの二本立てで行っている。まず、モジュールレベルでは、セメスター毎に、試験結果が検証され、それを報告書にまとめる。そして、その報告書などを参考にしながら、年度毎のモジュール・レビューとプログラム・レビューを実施している。そしてそのレビュー結果について報告書にまとめている。さらに、5年以内ごとに、包括的なプログラム・レビューを実施している。そのプログラム・レビューでは、MQAのプログラム・アクレディテーションのための実施規範(COPPA)が参照される。

3) テイラーズ大学の内部質保証システムの特徴

テイラーズ大学の内部質保証システムは、教育プログラムの企画・開発から、運用・検証・改善とPDC

Aの流れを包含した概念として確立されている。

また、質保証にかかるガバナンス体制も、セネト(Senate)を中心に系統的に構築されている。

テイラーズ大学では、英国をモデルにした学外試験委員制度を取り入れており、他大学の関係者が試験結果のレビューやモジュール及びプログラムのレビューなどに参加して、テイラーズ大学の検証システムの客観性・妥当性の向上に一定の貢献を果たしている。

こうした内部質保証システムの基盤になっているのが、学習成果(ラーニング・アウトカムズ)であり、MQFである。学習成果の評価(ラーニング・アウトカム・アセスメント)は、まだまだ途上段階ではあるが、同大学の内部質保証システムはしっかりと確立されつつある。

4 訪問調査日時・場所・対応者

1) マレーシア資格機構 (Malaysian Qualifications Agency, MQA)

[訪問日時]

2017年9月4日(月)10:00~13:00

[訪問場所]

ドーセット・クアラルンプールホテル ロビー

[対応者]

Prof. Dr. Hazman Shah Bin Abdullah

Mr. Fairul Nahar Bin Baharudin

〈表2〉テイラーズ大学の学位・資格別プログラム数とアクレディテーションの認定数

学位・資格別	プログラム数	暫定アクレディテーション	フル・アクレディテーション	保留状態
博士課程	7	3	3	1
修士課程	18	3	15	
大学院ディプロマ	0	0	0	
大学院サーティフィケート	4	3	1	
学士課程	1	3	50	1
上級ディプロマ	54	0	1	
ディプロマ	11	0	11	
サーティフィケート	8	0	8	
合計	103	12	89	2

2) マレーシア国民大学訪問調査報告

[訪問日時]

2017年9月5日(火) 14:30～16:00

[訪問場所]

マレーシア国民大学・質保証センター会議室

[対応者]

Dalbir Singh A/L Valbir Singh (Deputy Director)

Jamilan Mohamed (Executive:Center for Quality Assurance)

3) テイラーズ大学

[訪問日時]

2017年9月5日(火) 17:00～18:30

[訪問場所]

Taylor's University 会議室

[対応者]

Balakrishnan Vassu (Regulatory Affairs and Governance, Registry, Student and Academic Ser-

vice)

Thian Lok Boon (Quality Advancement Department)

(付記) 本報告書の作成は、MQA、マレーシア国民大学・質保証センター及びテイラーズ大学の関係スタッフへの聴取り調査とそれぞれのウェブサイトを基にこれを行ったほか、訪問時に提供されたパワーポイント資料、すなわちマレーシア国民大学については「Center for Quality Assurance (Quality UKM) “WELCOME TO DELEGATES FROM JAPAN”」、テイラーズ大学については「TAYLOR'S UNIVERSITY (TU) RESPONSE TO MQA'S EVALUATION SYSTEM For Japanese University Accreditation Association (JUAA)」及び「Taylor's University Quality Management System」も適宜参照した。

資料1

マレーシア資格枠組み (MQF) の概要

(2017年9月11日 早田幸政 訳)

マレーシア資格枠組み

「マレーシア資格枠組み (Malaysian Qualifications Framework, MQF) とは、マレーシアの教育システムにおけるそれぞれの学位・修了証明とその各々の質に関する同国の公的声明文である。

MQFは、一連の基準に基づけられた学位や資格を創設しその分類を行うためのツールである。そしてここに言う「一連の基準」とは、国家的な承認を得たもので、海外の優良実践例との比較指標となっているほか、教育階梯、各専門分野のラーニング・アウトカム、学生の学習時間に裏打ちされた履修単位制度との関係性を明示したものである。これら基準は、正規の高等教育提供者が授与するあらゆる種類の学位・修了証明に適用される。すなわち、MQFは、全ての国家公認の学位や修了証明が対象とされそれらとリンクしているのである。

またMQFは、そこに掲記された学位・修了証明が系統的にリンクし合っているため、学習者の教育階梯に応じた修学の道程 (educational pathways) をも提示し得ている。そしてそうした修学の道程は、単位互換のほか、生涯に亘る学習の中で修めた経験学習を単位換算することを通じて、より上位の教育階梯に進むことを各個人に可能ならしめている。

8つのレベルの学位・修了証明

MQFでは、国の定める3つの高等教育領域におい

て、8レベルの学位・修了証明が設定されている。ここに言う3つの高等教育領域とは、(a) スキル (Skills)、(b) 職業・技術 (Vocational and Technical)、(c) 学問 (Academic)、をそれぞれ修める領域のことを指している。

レベル1～レベル3では、スキルの領域 (Skills Sectors) を修めたことを証する「スキル獲得サーティフィケート (Skills Certificates) が授与される。レベル3では、「学修修了サーティフィケート (Academic Certificates)」、「職業・技術能力修得サーティフィケート (Vocational and Technical Certificates) が授与される。一方、レベル4～レベル5では、「ディプロマ (Diploma)」と「上級ディプロマ (Advanced Diploma) が授与される。レベル6では「バチェラー学位 (Bachelors Degree) が、レベル7では「マスター学位 (Masters Degree) が、レベル8では「ドクター学位 (Doctoral Degree) がそれぞれ授与される。

各レベルは、ラーニング・アウトカム、履修単位時間数、学生の学習時間数の違いに応じて決められている。

生涯に亘る教育における修学上の道程は、経験学習の単位換算が認められていることから、学位・修了証明に係る全てのレベルについて横断的に設定されている。

MQFをしっかりと理解したければ、次のPDFファイルを参照されたい。

資料2

マレーシア資格枠組み

(2017年10月4日 早田幸政 訳)

用語の解説

マレーシア資格枠組み (Malaysian Qualifications Framework)

マレーシアの教育システムを、国際的な水準との関係の中で理解できることを内容とした説明文書。同文書は、高等教育(中等後教育)に係る全ての学位・修了証明とそれらの授与に必要な学修達成度を明確化するとともに、これら学位・修了証明が相互にどう関連づけられているかを明らかにしたもの。

ラーニング・アウトカム (Learning Outcome)

学生が、学習期間修了時に、どのような知識を習得・理解し、何ができるようになっていくべきかを示した文書。

履修単位 (Credit)

それぞれの分野のラーニング・アウトカムを成就する上で必要とされる総学習時間数を象徴的に示す量的な測定尺度。

学習時間数 (Academic Load)

ラーニング・アウトカムを成就する上で必要とされる全ての学習活動を測定するための量的尺度。

学位・修了証明のレベル (Qualifications Level)

「普遍的な学習上の成果 (generic outcomes)」が記された学位のレベルもしくは典型的な学業修了を特徴づける修了証の名称。

プロフィール (Profile)

それぞれの専門分野の類似の特質やレベルにある学位・修了証明の大枠の中で、相異なる修了証や特徴を基礎づけている研究テーマや研究分野。

学位・修了証明 (Qualification)

サーティフィケート、ディプロマ、ディグリーのこと。それらは、学位・修了証明 (qualification) を与えラーニング・アウトカムを獲得し得たことを証明する権限を有する高等教育提供者やその他の組織体によって授与される。

学位・修了証明の名称 (Qualification Descriptor)

あるレベルの学位・修了証明を基礎づけている主要なラーニング・アウトカムを記した一般的文書。

参考的視点 (Point of Reference)

学位・修了証明、ラーニング・アウトカム及びある学業修了レベルから上位の学業修了レベルに移行することを可能ならしめるその他の関連する概念を、相関連づけて説明する際に用いられる拘束性の緩やかな指標。

経験学習の単位換算 (Recognition of Prior Learning)

時と場所に関係なく、個人の正規、非正規の学習活動を通じて、一群のラーニング・アウトカムを成就し得たことを認定する手続。

高等教育提供者 (Higher Education Provider)

高等教育若しくは研修プログラムを展開する法人、団体その他の組織や個人のこと。研修プログラムには、職業資格や高等教育に係る学位・修了証明を授与する職能研修プログラム (skills training programs) を含む。また、上記法人、団体等は、公立・私立の高等教育提供者に加え、試験機関、修了証明交付団体とその代表者が広く包含される。

はじめに

意義と特徴

1. 「マレーシア資格枠組み (Malaysian Qualifications Framework, MQF) は、一連の基準に基礎づけられた学位や資格を創設しその分類を行うためのツールである。そしてここに言う「一連の基準」とは、国家的な承認を得たもので、海外の優良実践例との比較指標となっているほか、各教育レベルのラーニング・アウトカム、学生の学習時間に裏打ちされた履修単位制度との関係性を明示したものである。これら基準は、正規の高等教育提供者が授与するあらゆる種類の学位・修了証明に適用される。すなわち、MQFは、全ての国家公認の学位や修了証明が対象とされそれらとリンクしているのである。

2. またMQFは、そこに掲記された学位・修了証明 (qualifications) が系統的にリンクし合っているので、学習者の教育階梯に応じた修学の道程 (educational pathways) をも提示し得ている。そしてそうした修学の道程は、単位互換のほか、時・場所を問わず、生涯に亘る正規・非正規の学習の中で修めた「経験学習を単位換算」することを通じて、より上位の教育階梯に進むことを各個人に可能ならしめている。

利点

3. MQFは公定の、しかも透明度の高い参照視点を提供している。そこには、学生、父母、雇用者、政府関係者、高等教育提供者、質保証機関、アクレディテーション団体、産業界などの国内外の関係者にとって有用な個別の学位・修了証明に関する情報が含まれている。従って、MQFは、マレーシア国内で授与される学位・修了証明に関わる基準・制度への理解を促進するとともに、それらへの社会的信頼を高める役割も果たす。

4. MQFは、国際的なグッドプラクティスを基礎としているので、就労や教育アクセスに係る国際認証や学生移動のプロセスの簡素化に貢献する。

5. MQFは、教育プログラムの設計に係る明確なガイドラインを提供するとともに、学位・修了証明の名称を系統的に整えることで、個別の学位・修了証明の意義をめぐって混乱が生ずるのを事前に排除することにより、現行の教育システムの確立に貢献している。またMQFは労働市場と強く関連づけて設定されているので、そうした労働市場に関係する教育プログラムの発展を促進する役割を果たしている。

6. MQFは、学術の発展を抑制するものでないばかりか、大学のアカウンタビリティの確保並びに外部者へ参照視点を提供することで、大学の自律性を更に高める役割を果たしている。

7. MQFは、高等教育を受ける機会を逸していた人々がマレーシアの国内外において、より高い教育階梯に進んで「知の世界 (knowledge arena)」に容易に足を踏み入れることができるよう、また、生涯に亘り多様な分野の教育・研修を受けることができるよう、教育や社会的団体に広くアクセスするための必要な支援を行うという役割を果たしている。

8. MQFは、社会経済を基礎づける「知の開拓 (development of a knowledge)」にとって重要である「生涯学習に係る方針」を具体化するとともに、競争や新たな技術革新に向き合い、さらには調和のとれた公平で質の高い人生を送ることに資するような「基本原則」を提示するという役割を果たしている。

確立と開発

9. MQFは、世界の主要な国・地域の「資格枠組み (qualifications frameworks)」(具体的には、イングランド、ウェールズ、北アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、ヨーロッパ諸国など) に対応させて作られている。「欧州資格枠組み (European Qualifications Framework)」は、現在、EU諸国のアンブレラ的な枠組みとして位置づけられている。同時にそれは、ヨーロッパの国々に加え、カナダ、アメリ

カ合衆国、イスラエル、オーストラリア、ニュージーランドなどが批准している「リスボン協定 (Lisbon Convention)」の下でUNESCOも承認している。従って、MQFは、世界の主要国の様々な「資格枠組み」や高等教育システムとの互換性を容易にしている。さらにMQFは、国境を越えた教育の共同体の構築に向け、複雑の度を増している教育・研修システムの系統性を確保することを可能ならしめている。

10. MQFは、優先的事象を考慮しつつ国情の変化に応じて開発されたダイナミックな枠組みである。MQFのダイナミズムは、あらゆるステークホルダー(学生、高等教育提供者、政府、資格授与団体、教育研究者、雇用主、労働組合、ボランティア組織、専門職の団体や協会など)の間に信任と信頼を生み出しそれを一層育むことによって維持されている。MQAは、あらゆるステークホルダーの求める高等教育の刷新や改善の方向性も提示している。それは、技術的なプロセスとしてではなく、社会的、政策的なプロセスとして示されている。

基本原則

「学位・修了証明 (Qualification)」の意味

11. 「学位・修了証明」とは、「権限のある機関 (competent authority)」によって与えられるサーティフィケート、ディプロマやディグリーのことを指している。ここに言う「権限のある機関」とは、確立した基準に従って学業修了の認定を行うことのできる機関、所定の到達レベルに達したことの認定を行うことのできる機関、任務や義務・役務を終えることができた旨を証明できる機関、のことを指している。「学位・修了証明」は、ラーニング・アウトカムが達成されていることを挙証するものであって、それが未達成若しくは未達成に等しい者に対してその「代償」として与えられるものでは決してない。

学位・資格証明の授与セクター

12. MQFは、スキル、職業技術、学術専門職に係る諸セクターによって授与される中等後教育における全国共通の「学位・資格証明」を対象範囲としている。

「名誉学位 (Honorary Degrees)」や「出席証明 (certificates of attendance)」は、MQFの対象範囲ではない。「名誉博士 (Honorary doctorate)」は、MQFが定める「博士学位 (doctoral degrees)」とは異なるものとして区別される。

学位・資格証明のレベル

13. MQFは、レベル1～3のサーティフィケート、ディプロマ、上級ディプロマ、バチェラー、マスター、ドクターの8つのレベルを設定している。学位・資格証明のレベルは、本篇末の「資料2-1」にその各々の違いが分かるように記されるとともに、それらの要約は「資料2-2」によってなされている。学位・資格証明のレベルは、能力レベル (levels of capabilities) に対応している。学位・資格証明の各レベルは、学生にその獲得を期待する特徴的な「能力」を次に示すような一般的な表現で表示している。

- i. 深く、多岐に亘りかつ包括性を有する知識。
- ii. 知識やスキルを応用することができる能力。
- iii. 意思決定における自律性と創造性。
- iv. コミュニケーション・スキル。
- v. 幅広く精度の高い実践力。

ラーニング・アウトカム

14. ラーニング・アウトカムとは、学生が知識を修得し理解すべき事柄や、修学期間修了時にそれを活用できるようになっていることの中身を説明した文書のことを指す。ラーニング・アウトカムは、教育/学習、単位認定、学生の学習達成度の視点に立ち、そのための基準や質の測定さらにはカリキュラム開発の際に参照される。MQFのラーニング・アウトカムは、次の3つのカテゴリーで示されている。

- i. 学位・資格証明のレベル
- ii. 専門分野
- iii. 教育プログラム

15. MQFは、国が重要視している8領域のラーニング・アウトカムで構成されている。

- i. 知識。
- ii. 実践的なスキル。
- iii. 社会的なスキル、社会的責任。
- iv. 価値、態度・志向性、プロフェッショナルリズム。
- v. コミュニケーション、リーダーシップ、チームスキル。
- vi. 問題解決能力、科学的なスキル。
- vii. 情報マネジメント及び生涯に亘り学習するスキル。
- viii. 経営的なスキル及び起業的なスキル。

16. テーマや専門領域をカバーする「専門分野 (fields of study)」は、「学位・資格証明のレベル (levels of qualifications)」のラーニング・アウトカムと比べるとより専門的な記述となっている。それらは、学界、産業界、専門職団体、雇用者、政府、その他関係する専門分野の代表で構成される委員会によって開発されている。

17. 「教育プログラムのラーニング・アウトカム (programme learning outcomes)」は、「専門分野のラーニング・アウトカム (learning outcomes of the field)」を基本に据えて高等教育提供者によって開発される。それは、教育プログラムを構成し、かつ専門分野毎に命名されている学位等に連なるコース、ユニット若しくはモジュールなどといった「要素 (component)」を全てカバーしたものとなっている。単一の主要領域のみから成っている教育プログラムは、「建築学」、「看護学」などといったその分野を端的に示す名称が付されている。主要領域の少なくとも25%が専門に特化されている教育プログラムの場合、その専門に特化されている部分は、例えば、「Computer Science (Programming)」といったように、括弧でその所在が示されている。2つの主要領域の基本「要素」(各50%ずつ)から成っている「ダブル・メジャー・プログラム」の場合、例えば、「Economics and Political Science」

といったように、両領域を連結させるために「AND」の語が用いられる。教育プログラムの領域とは異なる他の領域の「要素」が少なくとも25%含まれている「メジャ・マイナー・プログラム」の場合、例えば、「Economics with Mathematics」といったように、両領域を連結させるために「WITH」の語が用いられる。

18. ラーニング・アウトカムの効用は、「学生と学習の営為」及び学習達成度に力点を置いたもので、決してその到達の程度のみを問題とはしていない点にある。従って、ラーニング・アウトカム達成の方法は、正課教育に限定されるものではない。ラーニング・アウトカムの達成の範囲は、正課学習、非正課学習を通じて修得した「経験学習 (Prior Experiential Learning)」のアセスメントや「認定 (Accreditation)」にまで拡大されている。

単位と学習時間数

19. 「単位 (Credit)」とは、所定のラーニング・アウトカムに到達するために必要な「学習時間数 (Academic Load)」を示した量的な尺度である。

20. 「学習時間」は、明示された一式のラーニング・アウトカムに到達するために必要とされる全ての学習活動に関わる量的な尺度である。これらの学習活動には、講義、個別指導、セミナー、実験・実習、自習、情報検索、研究、フィールドワーク、試験準備、試験などが含まれている。マレーシアでは、1単位当りの学生の学習時間は、40時間に設定されている。

21. こうした「単位」並びに「学習時間」の定義は、イングランド、ウェールズ、北アイルランド、オーストラリア、ニュージーランドそして「欧州資格枠組み (European Qualification Framework)」において受入れられ、活用されている。以上のような定義や理解の仕方を統一化することで、国家レベルの様々な「資格枠組み (qualifications frameworks)」の比較を可能にするほか、「学生移動 (student mobility)」やカリキュラム開発に貢献でき、さらには、国際レベルでの相互

承認を容易にする。

22. 単位制度の効用は、1セメスターにおける全体の授業実施日数を基礎とした時間数に縛られずに教育/学習の諸活動を企画し計画することを可能ならしめることから、それが高等教育の自律性を高めることができる点にある。大学、カレッジ、ポリテクニク、コミュニティ・カレッジの間で、また公立セクターと私立セクターとの間では、それぞれのセメスターの期間が異なっている。単位制度は、そうしたマレーシア国内の教育システムの多様性を支援・促進させるという意味合いがある。単位制度は、多様な形態の授業方式（例えば、フルタイム若しくはパートタイムで行われる授業、週末を利用して行われる授業、遠隔授業、e-learningによる授業、公認のものではないセクターが実施する構造化されていない授業、など）をも支援・促進する効果がある。さらに単位制度は、「学年歴 (academic calendar)」の中に、学生の学習時間数を均等に配分する仕組みとなっていることもその利点として挙げられる。

プロフィール

23. 「プロフィール (Profile)」とは、次のようなものを指している。

- i. 学位・修了証明の大枠の中で示されている一つ若しくは複数の専門分野（例えば、「法学 (Law)」と「会計学 (Accounting)」を修めることで授与されるバachelラーの学位など）。
- ii. 異なる分野・領域の学位・資格証明の合体型（例えば、深い知識と実務上のプロフェッショナルなトレーニングに関わる研究とコースワークを修めることで授与されるマスターの学位など）。
- iii. レベルは同等である一方で、異なる目的を有している学位・修了証明（そうした例として挙げられるのが、コンピテンシーを基礎としたスキル修得に関わる修了証明、技術分野での雇用を目的とする職業・技術に関わる修了証明、大学入学のための準備教育を修めたことを示す修了証明など）。

個人の知的成長のための「修学の道程 (educational pathways)」

24. MQFは、タイプやレベルから見てそれぞれ異なる学位・修了証明が融合し重複し合っていることを強調している。そうした融合や重複は、単位の累積加算や単位互換、過去における経験学習の単位認定に係る規定、高等教育レベルで必要とされる要件を充足させる際に用いられる「関係性のメカニズム (mechanism of relatedness)」および様々なサーティフィケート、ディプロマの活用を通して具現化されている。

25. 学生は、あるレベルの教育を修了した後、より高いレベルの教育に進むことを考えそれにチャレンジする権利を有している。しかしながら、より高い教育レベルに進む権利が自動的に保障されているわけではない。それを希望する学生は、より高いレベルの学位・修了証明を得る上で必要とされる付加的要件を充足させる必要があるのである。

26. MQFは、学位・修了証明を相互に関連づけることによって、それが授与されるプロセスを簡略化するとともに、各人の知的成長に向けたあらゆる可能性やそのための「学習の道程 (learning pathways)」を示すことで学生の学習支援の役割も果たしている。MQFは、入り口と出口の各ポイントで各人の学習到達度の承認を行うことによって、様々な選択可能な学習道程を生み出している。そうした流れの中で、公式、非公式の過去の学習を認証することを通じ、高等教育へのアクセスの機会が増加するとともに、社会的活躍の範囲も拡大している。

27. MQAが示す「修学の道程」は各人に対し、これまでの経験や自学自習を通じて獲得した知識やスキルが評価され、下位の学位・修了証明を保持していない場合でもより高位の学位・修了証明を手に入れる機会を提供するもので、生涯に亘る学習 (lifelong learning) を現実のものとする役割を果たしている。

資料 2 - 1

マレーシア資格枠組み： 学位・修了証明に係る各レベルの説明

サーティフィケート・レベル

スキル 1-3, 高等教育, 職業・技術 (Vocational and Technical)

スキル・サーティフィケート (Skills Certificate) は各人に付与される公式的な承認証書であり、仕事や作業を行う中で「普通に求められるスキル (manual skills)」を適切に身につけてきたことを証明するものである。それは、そのスキルをどのようにして身につけたかを度外視して付与される。大抵の場合、そうしたスキルは、トレーニングの積み重ねの中で身につけていくものであり、その修了証明は、通常、権限のある機関や業界団体によって付与される。

こうしたスキル・サーティフィケートの基準は、労働省 (Ministry of Human Resources) の後援を受けた「スキル開発局 (Department of Skills Development)」が開発した「国家職業スキル基準 (National Occupational Skills Standards, NOSS)」中に明定されている。そこでスキル・サーティフィケートの基準は、高等教育レベルの修了証明であることが公式に認められている。そしてそれは、その修了証明の保持者に対し、従来のスキルの段階を乗り越え、管理・監督・経営といったより高いスキルの段階へと移行することを可能ならしめている。

「職業・技術サーティフィケート (Vocational and Technical certificate)」は、特定の技術系の仕事に就こうとする学生のために用意されたもので、当該分野で更に研鑽を積んでいく際の起点として位置づけられている。通常、その教育プログラムは、研修機関の行う「実地研修 (situ training)」が基本とされており、その研修内容のうちに占める職業/技術に係る研修科目の割合が25%以上を必要としている。

サーティフィケートの授与対象となる学生は、次のような資質・能力を身につけていなければならない。

- i. 「技術」に関する知識を説明しこれを活用できること。
- ii. 作業工程や技術的な仕事を補佐するとともに、そうした工程に主体的に関わることができること。
- iii. 規則、法律及び契約がそれぞれの作業に及ぼす影響を明らかにできること。
- iv. その作業をこなす上で必要であると評価されたコストを準備できること。
- v. 社会的、科学的そして倫理的な諸課題を考慮しながら、意思決定過程において調査を行いデータを活用する技術や能力をもっていること。
- vi. 専門家のみならず専門家ではない人々と効果的な対話ができ、かつそうした人々に対し、知識・情報、考え方、課題の所在とその解決策を提示できること。
- vii. その職域に相応しいチーム協働型のスキルを有していること。
- viii. 責任ある社会人であること。
- ix. 更なる知的成長に向けて、自立的に学習スキルを活用していけること。

基礎コース若しくは大学準備コース

“Sijil Tinggi Persekolahan Malaysia (STPM)” の「大学入学・基礎コース サーティフィケート (Matriculation and Foundation Certificates)」といった基礎コース (Foundation Courses) 若しくは「大学準備コース (University Preparatory Courses)」は、大学に入学するための資格証明であり、MQF の仕組みに組

み入れられるものではない。にもかかわらずMQFは、学生の資質・能力の比較可能性と標準化を確保するためにこうしたサーティフィケートの基準を明文化している。一般に、その授与対象となる学生は、次のような資質・能力を身につけていなければならない。

- i. 中等学校から継続している学習領域において、より高度なレベルの教本に書かれているのと同様の知識・理解力があることを証明できること。
- ii. そうした知識・理解力を基礎に、具体的かつ複雑な課題に対応させてデータを集めそれを活用することができること。
- iii. 同僚学生や指導教員と対話ができ、かつ彼らに対して自身の理解力・スキルを示すことができること。
- iv. 高等教育を修める上で必要とされるスキルが身につけていることを証明できること。

ディプロマ・レベル

スキル, 高等教育, 職業・技術 (Vocational and Technical)

高等教育段階の「職業・技術・スキルのディプロマ (Vocational, Technical and Skills Diploma)」は、その修了時にキャリアに直結する幅広い能力や責任性が備わっている証しとなっている。その雇用先は、ビジネス、マネジメント、社会サービス、保健医療、スポーツ、レクリエーション、情報テクノロジー・通信、芸術・デザイン、エンジニアリング、建築、科学技術、接客業、観光、不動産経営、農業、林業など多岐に亘っている。

ディプロマ・レベルの教育では、理論と実務もしくは実践とのバランスが保たれているほか、学生に対し、次に示すような価値、倫理観や態度・志向性を育む必要性が強調されている。

- i. 知識・理解及びその仕事に固有の実践的スキル。

- ii. 社会的、科学的、倫理的な諸課題に対し一定程度の自立性を保ちながら、判断し結論を出すことができる能力。
- iii. 自身のキャリアを追求していく中で、信頼性を高め、起業家的精神を身に付けること。
- iv. 社会の一員としての責任性を身に付けること。
- v. キャリア開発に向け、考え方や手続そして新たな手法に順応できるような学修スキルを身に付けること。
- vi. その職域に相応しいチーム協働型のスキルを有していること。
- vii. 専門家のみならず専門家ではない人々と効果的な対話ができ、かつそうした人々に対し、知識・情報、考え方、課題の所在とその解決策を伝えることができること。

上級ディプロマ・レベル

上級ディプロマ

「上級ディプロマ (Advanced Diploma)」とは、ディプロマ・レベルの者に期待される以上の知識、実践的スキル、マネジメント能力及び複雑でより高い責任性を身に付けている者に対して与えられる特別の修了証明である。上級ディプロマは、次のような資質・能力を身に付けた学生に対して授与される。

- i. 知識・理解及びその仕事に固有の実践的スキル。
- ii. 社会的、科学的、倫理的な諸課題に自立して向き合いながら、判断し結論を出すことができる能力。
- iii. キャリア開発に向け、考え方や手続そして新たな手法に順応できるような学修スキルを身に付けること。
- iv. その職域に相応しいチーム協働型のスキルを有していること。
- v. 専門家のみならず専門家ではない人々と効果的な対話ができ、かつそうした人々に対し、

知識・情報、考え方、課題の所在とその解決策を伝えることができること。

- vi. その専門分野に固有の課題を明らかにすることができること。

ディグリー・レベル

バチェラー

バチェラー学位は、一般の就職を希望したり、大学院プログラムへの入学を目指し、研究や高度なスキルを必要とする職に就こうとする学生のために用意されている。同学位は各人に対し、高度専門領域での意思決定に必要な高い自立性の裏付けとなる責任の主体であることを保証する。バチェラー学位は、次のような資質・能力を身に付けた者に対して授与される。

- i. 高度の教本を通じた修得したもので、専門分野の根本原理を基礎とした知識・理解が培われていることを証明できること。
- ii. 実務領域のプロフェッショナルリズムに裏打ちされた手法に従って、知識や理解の活用を図ることができること。
- iii. 当該専門分野の課題について議論しその解決を図ることができること。
- iv. 社会的、科学的、倫理的な諸課題について考慮した後一定の結論を下すに当り、調査を行いデータを駆使する技術や能力を有していることを証明できること。
- v. 専門家のみならず専門家ではない人々と効果的な対話ができ、かつそうした人々に対し、知識・情報、考え方、課題の所在とその解決策を伝えることができること。
- vi. その職域に相応しいチーム協働型のスキルを駆使できること。
- vii. 高度な自立性の裏付けの下に、更なる学習の継続を後押しする自主学習上のスキルを備えていること。

マスター

マスター学位 (Masters Degree) は、知識、スキル及び能力がバチェラー・レベルで修得したレベルを超えたものであることを証明するものである。マスターの課程は、通常の場合、各専門分野の大学院課程で学業を修める能力があることが証明済みの者に対して門戸が開かれている。マスター学位は、次のような資質・能力を身に付けた者に対して授与される。

- i. バチェラーの学位レベルを上回る系統的な知識や理解を身に付けてきたことを証明できることに加え、研究という営みの中で様々な考え方を展開しそれらを駆使する能力を培ってきたこと。
- ii. 新たな状況や学問領域の複合化の下で、専門分野における課題の解決に向けて知識や理解を活用できること。
- iii. 知識を統合し複雑な事象を処理できること。
- iv. 限られた情報の下で若しくは全く情報がない中で、社会的責任や関係する倫理を考慮に入れつつ、評価を行い決定を下すことができること。
- v. 専門家のみならず専門家ではない人々に対しても、結論、知識、理由を明確に伝えることができること。
- vi. そうした知識・能力をさらに磨くため、高度な自立性の裏付けの下に、自身の継続的な成長を後押しする学習スキルを備えていることを証明できること。

ドクター

ドクター学位 (Doctoral Degree) は、知識、スキル及び能力がバチェラー・レベルで修得したレベルを超えたものであることを証明するものである。同学位の学生は一般に、その卒業時において、自立して研究活動に従事する能力が育まれているといえるが、具体的には、次のような資質・能力を身に付けた学生に対して授与される。

- i. その分野を系統的に理解し深い洞察力を有するとともに、その専門分野に関わるスキルや研究方法に精通していることを証明できること。
- ii. 探求力の裏付けを伴う研究プロセスの全過程を創造し企画し実行し結論を創出する能力があることを証明できること。
- iii. 「精緻な学術論文 (in-depth dissertation)」を通して、それまでの「『知』の境界 (boundary of knowledge)」を超えるようなオリジナルな研究に貢献できる能力。ここに言う「精緻な学術論文」とは、世界レベルで参照されるような学術誌への執筆を含む国際基準に則って発表される論稿のことを指している。
- iv. 新たな複雑な思想や考え方に対して、これらを批判的、分析的に評価しその総合化を図ることができること。
- v. その専門分野の同僚研究者や学界並びにその分野に広く関係する専門団体と意思疎通を図ることができること。
- vi. その分野の学会や専門職団体の「知 (knowledge)」を支えている技術的発展、社会的、文化的な発展の一層の推進に貢献できること。

生涯に亘る「修学の道程 (educational pathways)」を支援する資格証明

MQFは、「生涯に亘る学習 (lifelong learning)」の中で自身の成長を支援する「道標」を各人に提供している。そうした知的成長を容易ならしめるために、3つの資格証明を設定している。

上級ディプロマ

「上級ディプロマ (Advanced Diploma)」とは、ディプロマ・レベルの者に期待される以上の知識、実践的スキル、マネジメント能力及び複雑でより高い責任性を身に付けている者に対して与えられる特別の修了証

明である。上級ディプロマは、次のような資質・能力を身に付けた学生に対して授与される。

- i. 知識・理解及びその仕事に固有の実践的スキル。
- ii. 社会的、科学的、倫理的な諸課題に自立して向き合いながら、判断し結論を出すことができる能力。
- iii. キャリア開発に向け、考え方や手続そして新たな手法に順応できるような学修スキルを身に付けること。
- iv. その職域に相応しいチーム協働型のスキルを有していること。
- v. 専門家のみならず専門家ではない人々と効果的な対話ができ、かつそうした人々に対し、知識・情報、考え方、課題の所在とその解決策を伝えることができること。
- vi. その専門分野に固有の課題を明らかにすることができること。

グラデュエート・サーティフィケート及びグラデュエート・ディプロマ

「グラデュエート・サーティフィケート (Graduate Certificate)」及び「グラデュエート・ディプロマ (Graduate Diploma)」は、バチェラー・レベルのコンピテンシーから成る修了証明である。グラデュエート・サーティフィケートとグラデュエート・ディプロマの違いは、単位の重みにある。この両者の修了証明は、教育や正規研修の修了、過去の「経験」(ボランティア活動を含む)に対する学修としての認定、若しくはそれらの組み合わせに基づいて授与される。グラデュエート・サーティフィケート及びグラデュエート・ディプロマの制度は、専門職業人としての絶えざる成長に資するようにするとともに、訓練や専門的活動領域を変更しようとする場合、許容できる範囲内の単位換算を条件に高等教育レベルの修了認定が可能な場合などに用いられる。両者の修了証明は、その申請者がこれまでどの種類の修了証明を付与されてきたか、ということを検討することなく授与される。すなわち、それ

ら修了証明の授与は、その修了証明の制度目的に従ってなされるのである。

ポストグラデュエート・サーティフィケート及びポストグラデュエート・ディプロマ

「ポストグラデュエート・サーティフィケート (Postgraduate Certificate)」及び「ポストグラデュエート・ディプロマ (Postgraduate Diploma)」は、マスター・レベルのコンピテンシーから成る修了証明で、バachelorに相当するレベルの修了証明の保持者でなければその授与対象とはならない。総単位の主要部分は、関係する学問分野やスキル、専門領域においてマスター・レベル相当の価値が認められるものでなければならない。ポストグラデュエート・サーティフィケート

とポストグラデュエート・ディプロマの違いは、単位の重みにある。高度専門職領域の修了証明は、通常の場合、学術的な研鑽を積むというよりは、エキスパートとしてその名が知れ渡り若しくはそうした認定を受ける程度の高度専門職業人教育や高度なトレーニングを継続的に受けた後に、当該実務家に対して授与されるものである。ポストグラデュエート・サーティフィケートとポストグラデュエート・ディプロマは、実務領域において責任ある立場で事案処理をしていく際の「有能な実務家 (competent practitioner)」としての認定証明として、また、マスターの教育プログラムを就学しようとする際や特定の「実務資格 (practitioner-status)」を取得しようとする際の能力証明として活用されている。

資料2-2

学位・修了証明とその各々のレベル

MQF のレベル	領域			生涯に亘る 学習	
	スキル	職業・技術	高等教育		
8				ドクター学位	経験学習の認定
7				マスター学位	
				ポストグラデュエート・ サーティフィケート& ディプロマ	
6				バチェラー学位	
				グラデュエート・ サーティフィケート& ディプロマ	
5	上級ディプロマ	上級ディプロマ	上級ディプロマ		
4	ディプロマ	ディプロマ	ディプロマ		
3	スキル・ サーティフィケート3	職業・技術 サーティフィケート	サーティフィケート		
2	スキル・ サーティフィケート2				
1	スキル・ サーティフィケート1				

資料2-3

学位・修了証明のための必要単位数

MQFのレベル	学位・修了証明	必要単位数
8	ドクター	単位無し
7	研究者養成マスター	単位無し
	全部もしくは一部について授業形態が用いられるマスター	40
	ポストグラデュエート・ディプロマ	30
	ポストグラデュエート・サーティフィケート	20
6	バチェラー	120
	グラデュエート・ディプロマ	60
	グラデュエート・サーティフィケート	30
5	上級ディプロマ	40
4	ディプロマ	90
1~3	サーティフィケート	60
	スキル・サーティフィケート	スキルとそれぞれのレベルにより異なる